

「離婚」その潜在的要因

—— 経済と愛情の変化 ——

河野俊彦

〔抄録〕

わが国の離婚率は、戦後一貫して上昇している。とくに1990年バブル景気の崩壊後から強い増加の傾向にある。普通離婚率でみると、1988年のバブル絶頂期に1.26であったものが2002年には2.30となる。その数は、わずか15年たらずで1.8倍にも増加した。そこで、離婚率の年次変化と経済変化を照らし合わせてみると、日本の経済成長率と離婚率の変化には密接な関係のあることがみえてくる。

近年の急激な景気変動と社会環境の変化は、家計経済に大きな影響を及ぼしている。昨日までは当たり前と思っていた結婚生活の水準（人並みの生活）は、いつまでも容易に維持できるとは限らない。期待と実生活とのあいだに生じたギャップは、やがて夫婦間に言い知れぬ不満を蓄積させることになり、夫婦関係の安定性において潜在的に大きな影響を与えることになるのである。

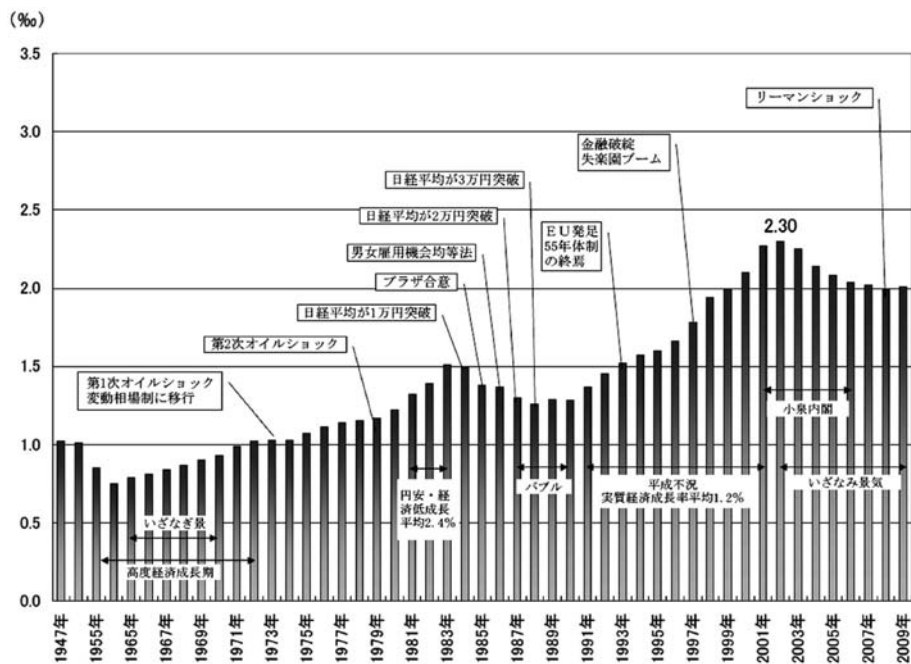
キーワード：離婚率、夫婦関係、潜在的要因、景気変動、人並みの生活

1. はじめに

1.1 わが国の離婚の現状

わが国の離婚率は、近年急速に上昇している。とくに1980年代以降、普通離婚率⁽¹⁾でみると、急速な上昇傾向に転じていることが分かる（図1）。1988年のバブル経済期に1.26であったものが、2002年には2.30と、わずか15年で1.8倍にまで増加した。最新のデータ（2009年）でみると、離婚総数は253,353件、離婚率は2.01とピーク時に比べて多少減少しているが、結婚総数707,734件（普通婚姻率が5.6）との関係でみると、その年に結婚したカップルのうちの実に35.9%ものカップルが離婚するとみることもできる（特殊離婚率⁽²⁾：ちなみにピークの2002年では、約38.3%であった）。この離婚件数の増減については後で詳しく分析していくが、現在は、2002年以降下降に転じて落ち着きつつあった数値が、2008年のリーマンショック以降、2009年から再び上昇に転じ始めている。

また、離婚の申し立てには性差のあることが分る。家庭裁判所に持ち込まれた婚姻関係事件数をみると、2009年の総件数68,156件に対して、夫の申し立て総数が18,833件、妻の申し立て総数が49,323件とあり(2009年度最高裁判所司法統計)、妻からの申し立て数の方が圧倒的に多く、全体の72.3%に及ぶ。夫からの申し立て数の約2.6倍も多いのである。10年前のデータをみても2.4倍の差のあることから、これは近年の離婚申し立ての一貫した傾向であり、結婚生活が女性にとってより不満足なものになってきているのか。そこには何らかの夫婦間の問題を解決するという目的のためには、離婚をもって決着をつけるという夫婦のあり方があると考えられるわけである。



出典：厚生労働省統計情報部『人口動態統計』による。1947～72年は沖縄県を含まない。率は10月1日現在人口を分母とした1,000についてのもの。日本で発生した夫妻の一方が日本人である離婚数。

図1 わが国の離婚率の推移と世相

1.2 曖昧な離婚の理由

では、なぜわが国の離婚は、近年急速に進展しているのか。この疑問に対して決定的な理由を離婚した当事者たちから聞きだして確認することはきわめて難しい。それは、結婚生活が単一時点の行動ではなく、長期間にわたる経緯があり、複雑な問題を含んでいるということのほか、次の2つの特殊性をもつからである。

そのひとつは、結婚生活が男女の性的な問題を含む行動であることが挙げられる。セックスの問題に触れることは、我われの社会では禁忌的であるから、それに強く結びついている結婚生活の内情の調査や研究を実施することは、非常に困難になる。またもうひとつは、結婚には、

個人的変数、社会的・文化的変数が強く関係していることが挙げられる。男であるか女であるか、年齢、裕福であるか貧しいか、などといった個人の特性によって、個々に結婚との関わり方がまったく異なる。また、時代や国によっても異なるので、一般原理を作ることが困難なのである(鈴木1995:117-143)。

これらのことから、これまで離婚に関することは、いわゆるプライベートな事象として、その取扱い自体が禁忌視されてきた側面がある。当事者以外にその本当の理由は、曖昧な形でしかみえず、たとえ知り合いの間で話題にのぼったとしても、やはり、夫の性格の問題や、精神的ハラスメント・嫁姑問題といった一身上の理由に終止する。日本の夫婦の87.2%が恋愛結婚(人口問題研究所2005)であるにもかかわらず、離婚した夫婦の離婚理由でもっとも多いのが「性格が合わない」(司法統計年報2008)なのである。これは至っておかしい。恋愛結婚ならば、相手の性格も含めて好きになったから、二人は結婚したのではないのか。だとすれば考えられることは、性格はもちろん好きになって結婚したのだけれど、ほかの何らかの理由によって夫婦関係がおかしくなって、とうとう最後には性格まで嫌になったということである。「性格が合わなくなった」のは結果であって、そこに至る原因とプロセスがあると考えるのが妥当である。

このように、夫婦関係の可視化されないところの深淵に堆積する要因は、自分をも欺くような虚構となり、何が真実なのか核心の行方が分からなくなってしまふ。実際、当事者でさえ、その理由が十分に理解できていない状況になっているのではないかと疑ってしまう。相手のことを、「いまでは生理的に受けつけられない」などと心情を語るものは、その典型的な例だといえる。「性格の不一致」というような理由で離婚を説明するところの本当の理由は、曖昧なのである。そこで本論では、夫婦関係の解消に至るその「潜在的な要因」について考察を行うものである。

2. 離婚の歴史的背景

2.1 離婚大国だった日本

ここでは、まず近代(明治～太平洋戦争終結まで)日本の離婚事情を鳥瞰することで、現在に至るまでの歴史的な背景をつかんでおきたい。

明治(明治31年の民法制定前まで)まで時代を遡ると、わが国の離婚は、現在よりもはるかに多かったことが分かる。記録をみると1893(明治16)年の離婚件数は127,163件、普通離婚率は3.38とある(内閣統計局・帝国統計年鑑)。この離婚率は、高度成長期の離婚率と比べて3倍以上で、離婚が増えたという現在の1.5倍にもものぼる。当時、統計の発表がされている諸外国と比べても日本は最高位だったのである。このように離婚がかなり多い背景にはさまざまな要因があると考えられるが、その背景を湯沢雍彦は次のように述べている。まず、何よ

り庶民の意識の根底に、結婚は生涯続けなければならないもの、という意識が乏しかったことがある。うまくいかなければいつ別れても構わない。長続きする方が例外だという考えが階層の上下を問わずにあった。第2に、直径家族の伝統から、夫婦どちらかの親と同居することが当然であったこと。当時8割以上を占めていた嫁入り結婚では、親とくに姑が早期に嫁の欠点を指摘して当家に不適であると離婚を迫ることが多かった。第3に、離婚に明確な理由が不必要であったことや、社会的に明確にされていなかったことが離婚を容易にしたという。当人たちに問題や意識がなくても、親族や近隣の人びとが、その家族のまとまりにふさわしくない、あるいは乱したと認めた場合には、容易に離婚が行われた。第4は、離婚の手続きがルーズで、何も届出を必要としない所が多かったことである。結婚を続ける気がなくなって、事実夫婦が別居しているときは、周辺社会は離婚したものとみなし、役場はその戸籍に「離婚」と記入した。所属する地域の役場が事実を見て、「離婚」と認めればそれで済んでいたようである。村は平均百数戸にすぎず、行政の単位が小さかったので、それが可能であった。形式的な厳格さは欠けているが、実際の夫婦関係の破綻をよく把握していたといえる(湯沢 2005: 64-65)。

2.2 激減する離婚

ところがそのような状況も、1898(明治31)年7月に施行された民法によって一変することになる。この法律は、家族の統率者として戸主に家長権を与え、長男子に家督相続権と家産の単独承継を強制すると同時に、法的無能力者とされた妻や子や老親に対する単独扶養義務を課すことによって、超近代的な「家」の存続繁栄を目標とするもの(湯沢 2005: 140)、とあるが、言い換えれば、それまでタテマエだった夫権優位を現実に強制したのである。たとえば「貞女は二夫にまみえず⁽³⁾」といった儒教的婦徳が現実に要求され、妻は「家」制度という強固な枠組みのなかに縛りつけられることになった。

しかしこの明治民法は、施行と同時に人びとの離婚行動に大きなインパクトを与えた。離婚数は、1898(明治31)年の民法施行年が前年の20%減、翌1899(明治32)年がさらに33%減と、1897(明治30)年から急下降して半分近くまで落ち込んだのである。以後、離婚は、1943(昭和18)年まで、件数も率もこのレベルを徐々に下げていくばかりとなった(内閣統計局・『帝国統計年鑑』、厚生労働省統計情報部『人口動態統計』)。

それまでの適当な離婚手続きは、「追い出し離婚」に利用しやすかったであろうが、明治民法では、離婚の届出に婚姻時に同意した者の署名が必要であったり、役場のチェックが厳しくなった。また、少なくとも法律上、離婚は夫婦だけの問題となり、親・親族・地縁集団の介入は排除された。このことにより、表面上は親が先立って離婚を強いる道はふさがれた。このことも離婚を減少させる原因となったと考えられる(湯沢 2005: 161)。

また、明治民法と同日に公布して施行された、新しい「戸籍法」も離婚の減少に影響を及ぼしたと考えている。監督事務(戸籍の取り扱い)を内務省から区裁判所判事の監督下においた

ことで厳格なものとしたのである(湯沢2005:142)。そしてこの法律によって離婚が届出制になったことが大きい。このように明治民法の戸籍管理上の厳格な改革こそが、離婚率を急激に引き下げた最大の要因だったのではないかと考えられる。実際、今でも人びとが「バツイチ⁽⁴⁾」という言葉にこだわりを感じるように、離婚した事実が厳格な戸籍謄本に記されることが離婚行為のもつ意味合いを重くしたと考えられる。すなわち、厳格になった戸籍と自分を重ねることで、自分を汚したくない(バツを付けたくない)と感じるようになったのである。

2.3 大正期の離婚状況

大正期になっても離婚率は低下を続けていた。人口動態統計によると、離婚件数は、大正初期の59,000件台から末期の51,000件台へわずかに減少を続けている(約13.5%減)。これは、明治民法の施行(明治31年)以降、昭和17年まで続いた全体としての減少傾向の一部としてある。このように離婚が減少している理由について、湯沢は当時の状況から、離婚夫婦の大半を占めているのは都市の下層労働者と農村の小作農民と推定され、その生活水準が下降して女性の離婚後の見通しが乏しくなってきたためではないか、と述べている(湯沢2010:157)。

大正期は「デモクラシーの時代」、という自由で開放的なイメージと実際は違い、家族関係の民主化は遠く遅れていた。明治民法が確立して「家」を中心とした家族制度と世間に伝わる因習的なしきたりが根強く残り、自由な発想と行動は大きく縛られていた。とくに女性は、生まれてから死ぬまで「三界に家なし⁽⁵⁾」といわれ、デモクラシーとはほど遠い世界にいたため、みじめなものであった。(湯沢2010:2-3)

またこの時期は、「国民皆婚」社会といわれるほど婚姻率が高かった。大正時代の結婚状況は、おおよそ男性は25歳、女性は21歳までに結婚するのが普通で、50歳時点で、男性の97.8%、女性の98.2%は、一度は結婚の経験をもっていた(国立社会保障・人口問題研究所『人口の動向』)。男性は、家事・育児など家庭の雑事をこなし、かつ性の相手となる女性を必要とし、女性は生活費の稼ぎ手としての男性を必要としたからである(湯沢2010:82)。

そして結婚すると男女とも子どもを強く望んだ。そこでこの時期、子どもは困るほどたくさん生まれた⁽⁶⁾。このように皆婚社会で夫婦がたくさんの子どもをもっていることが、この時期の離婚を抑制する力のひとつになった。なぜなら当時の民法では、離婚をした場合、子どもの親権者は父親のみであるため、母親である女性は子どもをすべて手放さなくてはならなかったからである。

2.4 昭和前期の離婚

昭和前期は、日本で統計がとられ始めてからもっとも離婚の少ない時期である。明治後期に始まった離婚数・離婚率の低下の傾向はそのまま引き継がれ、離婚率は1927(昭和2)年の

0.82 をピークとして、以降ほとんど低下の一途をたどり、1938（昭和13）年には遂に0.63 という史上最低値を記録している。

その昭和前期は、1945（昭和20）年8月の敗戦までの期間、全体としては明暗入り乱れる怒涛の時代であった。とくにこの時代は、地域や労働者の階層によって貧富の差が大きく異なっていた。毎月安定した給料をもらえる「職員（サラリーマン）」は、1920（大正9）年の国勢調査時では約150万人であるが、全国の就業者2,580万人から見るとそれは6%にすぎない。全国の世帯数でみても1,260万世帯の中の100万世帯もないという例外的なものである。全体としては、都市では工場（肉体）労働者と商店への住み込み奉公人が多数を占め、農村では農地を持たない小作農が圧倒的に多い時代で、これらの被支配階級が全体の75%にも達していたのである（湯沢2011：13）。

そのような状況でとても貧しくて、男も女も一人で生きるのが困難であるから、結婚も生活手段としてあった。すなわち離婚は、貧しいがゆえにその件数が少なかったといえる。とくに農村では当時、不作不況の連続で、とても離婚などしていられる環境ではなかった。たとえ離婚したとしても女性が自立して食べていけない労働事情や、子どもを手放さなくてはならない民法の規定（親権者は父親のみ）などが、この時期の離婚を断念させていた最大の理由だったと考えられる（湯沢2011：296）。

このように経済活動（生産活動）が低い時代では、個人の意思よりも集団としての利益が優先せざるをえない。その意味では、結婚や離婚が個人の自由な選択にもとづく行為となるためには、社会の生産活動が家族単位ではなく、企業に勤めるサラリーマンという個人単位によって担われることが必要であった。

伝統的家族に対して、戦後の家族の典型は核家族である。そこでは、ヨコの家族関係としての夫婦の愛情とプライバシーとが、タテの家族である親子関係に優先する。そして、現代の日常生活における家族の役割の重要性は、急速に変化する経済状況のもとで、ますます小さなものとなっている（八代1996：48-49）。こうしたなかで高度成長期以降、女性が生きていくための手段としての結婚の意味は、大きく変化してきた。人びとの所得水準や産業構造といった経済的な条件が変化し、また女性の就業機会が増え、社会保障が充実してきたからである。

3. 離婚の社会的背景

3.1 変化する離婚観

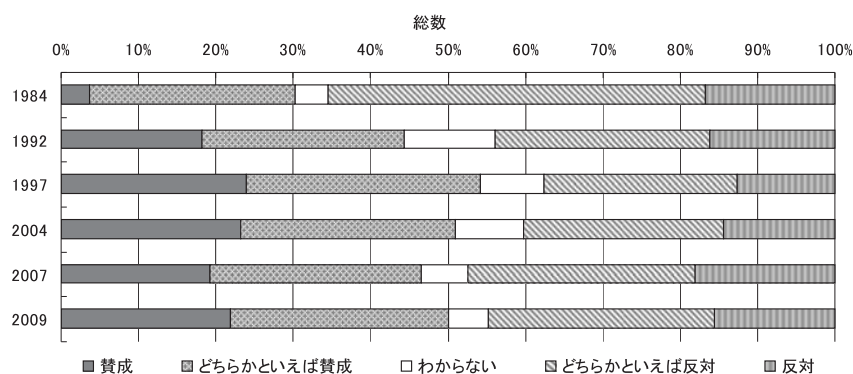
つぎにみるのは、夫婦関係を破綻に導きやすい社会的な状況変化があるのではないかという点である。離婚が増加する直接的な原因を端的に言えば、夫婦関係がうまくいかなかったとき、簡単に離婚という結論を導きやすくなったことがある。

たとえば、夫婦関係がうまくいかなかったとしても、子どものために我慢するといった自

己犠牲的な価値意識は弱くなり、代わって夫婦が個々に自分の幸福を優先させる個人主義が強まってきた。また、かつてのように離婚をタブー視する傾向は弱まり、社会的に離婚が否定されるような状況はない。逆に今では、破綻した夫婦関係を解消して新しい人生を目指す女性に対して、同じ経験をもつ女性がエールを送る。さらに、離婚増加に目をつけ始めた営利集団(弁護士事務所、NPO、保険会社など)がネット上で悩み相談やアドバイスを装った広告を頻繁に行い、いかにも女性の自立(離婚)を支援するかのようプロパガンダをおこなっている。このように、離婚に対するネガティブなイメージは、マスコミやテレビ(芸能人の頻繁な離婚報道やバツイチを笑いのネタに)、あるいはインターネットを介したインフルエンサー⁽⁷⁾たちによって払拭され、自己実現のために離婚するという選択が、社会的にいかにも肯定されてきたかのように感じさせる。

総理府が実施した世論調査『男女共同参画社会に関する世論調査』(18歳以上の男女を無作為に抽出)(図2)でも、「結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい」という考え方について「賛成」または「どちらかといえば賛成」と答えた者は50.1%で、半数が賛同側である。また、これを男女別で見ると、男性では45.9%、女性では53.8%となる。男性は過去3回の調査で毎回この数値が下がってきているが、女性は安定して過半数を占め続けている。

また、2006年にインターワイヤードとヒューマンエイドが共同で実施したネットリサーチの『離婚に関する意識調査』(既婚者対象)(図3-1、3-2)では、「今までに離婚を考えたことがありますか」という質問に、「良くある」と答えた者が10.8%、「たまにある」が33.7%で合計44.5%の者が離婚を考えたことがあると答えている。この調査でも夫と妻の回答には差があり、「良くある」と「たまにある」の合計が夫側35.0%であるのに対して、妻側では51.0%となり、妻の半数は結婚生活のどこかの時点で離婚を考えていることが分かる。

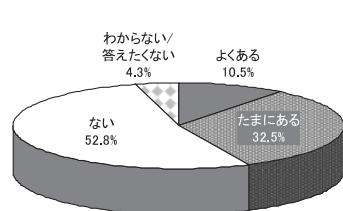


出典：総理府実施「男女共同参画社会に関する世論調査」2009年

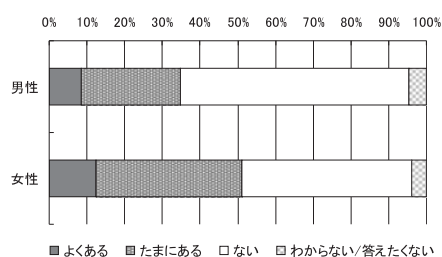
図2 「結婚しても相手に満足できないときには離婚すればよい」という考え方について

総理府の調査とネットリサーチの調査の結果を並べても、女性が離婚に対峙するときの姿勢は一致する。女性の半数以上は、「結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい」と

考え、「実際に今までに離婚を考えたことがある」のである。逆に男性の場合は、年々離婚に対して消極的な方向に向かっていく。無作為対象の総理府の調査で2003年に51.8%あった男性の賛同が、2009年には45.9%と下がり、ネットリサーチの既婚者対象の調査では、34.8%まで低い数値となっている。さらに「離婚を考えたことがない」と断言する男性が6割にまで及ぶのである。これでは、男性の社会的立場の相対的な低下は、夫婦の間でも再現されているように見える。



3-1



3-2

出典：インターワイヤード㈱とヒューマンエイド㈱が共同で実施したネットリサーチの『離婚に関する意識調査』2006年。現在結婚しており、離婚経験がない人が対象。n=4,303

図3 今までに、離婚を考えた事がありますか。(既婚者)

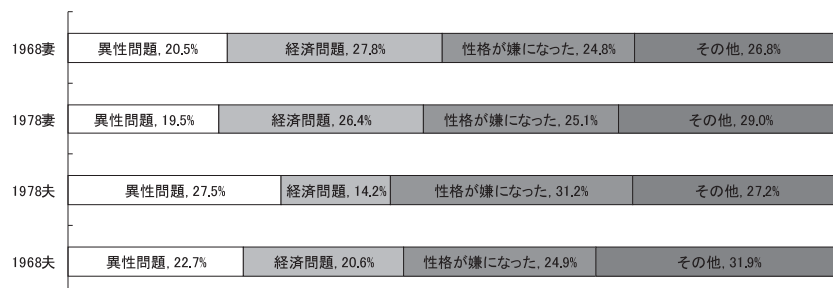
3.3 協議離婚の実態

離婚に関する民法の規定には「夫婦は、その協議で、離婚することができる」(民法第763条)とあり、日本の離婚では全体の90%がこの「協議離婚」である。そして残りの9%が調停離婚、1%が判決離婚という割合が、高度成長期以降ほとんど変わらない状況である(厚生労働省統計情報部『人口動態統計』2010)。協議離婚は、当事者夫婦の離婚の合意のみで成立し、その理由を問わないため、離婚に至った経緯や理由については、特別な調査をしないかぎり明らかにすることができない。そのため、これまでの離婚研究のほとんどが、家庭裁判所に申し立てられた「夫婦関係事件」の申立理由の分析によって代替されてきた。しかしこれはわが国の離婚のわずか1割程度の件数にすぎず、しかも夫婦間の話し合いで結論が出せなかったという条件付きのものである。したがって、ここで現れた理由⁽⁸⁾を使い、日本の離婚の理由がこうであるというのは、あまりに不十分である。

そこで、離婚の大勢である協議離婚における離婚理由を調べてみた。協議離婚についての全国的な資料は希少で、公のものとしては、1968年と1978年の2回、当時の厚生省が実施した調査資料「人口動態社会経済面調査(離婚)」がある。また民間の調査では2010年にマクロミル(アエラ2010:34-39)がおこなったアンケート調査⁽⁹⁾がある。この2つの調査では共にたいへん興味深い結果をみることができる。

これらの調査によると、離婚の理由(離婚を考えた理由)として、妻側の理由の一番目の挙げられているのは「経済問題(金銭問題)」なのである(図4)(表1)。夫側が「経済問題」と

解答したのは厚生省の調査では「性格」「異性問題」の次の第3位であるが、マクロミルの調査では、夫側にそのような片鱗さえも見えてこない。



出典：夫と妻の離婚の理由/厚生省「人口動態社会経済面調査（離婚）」1978年

図4 離婚の理由（協議離婚）

また、マクロミルの調査から、女性の離婚問題を考察するときの潜在的な問題が汲み取れる。離婚を検討している時点での妻側の理由の「金銭問題」が26.5%（第3位）という回答に対して、離婚した女性（元妻）の回答ではそれが48.5%（第1位）に跳ね上がることである。女性（妻）は、離婚前にはタテマエで答え、離婚後はホンネで答えているようにみえる。離婚の検討中には一切出していない「相手の親」という理由が離婚後の回答で急浮上していることから、ここに本質が見え隠れする。このように少々狡猾ともとれる女性の対応が、離婚の理由を分かりにくいものにする。

表1 離婚を考えた理由

離婚をした夫婦		離婚を検討中の夫婦		関係を修復した夫婦	
【夫】		【夫】		【夫】	
①生活のすれ違い	31.1%	①生活のすれ違い	33.3%	①生活のすれ違い	26.9%
②愛情が冷めた	25.2%	②性生活の不満	23.5%	②性生活の不満	15.4%
③性生活の不満	19.4%	③愛情が冷めた	19.6%	③仕事への無理解	13.5%
【妻】		【妻】		【妻】	
①金銭問題	48.5%	①生活のすれ違い	36.7%	①相手の親	27.8%
②愛情が冷めた	35.0%	②愛情が冷めた	28.6%	②金銭問題	18.5%
③相手の親	22.3%	③金銭問題	26.5%	③何となく	14.8%

出典：アエラ、2010年11月22日号、『離婚をした人 とどまった人の境目』、朝日新聞出版。
n=412（40歳前後）、複数回答、※性格の不一致は除く

3.4 離婚理由からみえてくること

このように、離婚の約9割が協議離婚であり、そのなかで妻からの離婚理由のトップが経済的な問題にあるということの意味は大きい。すなわち、経済的な問題は、夫婦の愛情関係にも大きな影響を与え、結婚の意味や夫婦関係のあり方を改めて捉え直すきっかけを作っているということになるからだ。それは、高度成長期につくられた結婚観（家族観）とは異質なものであり、高度成長期に多くの国民が共通して持っていた「結婚イコール幸福」の概念の改定を意

味する。

経済の高度成長期には、さまざまな領域での選択の自由が拡大したのにもかかわらず、生活が豊かになる一方で、心理的に生活格差が縮小し、今は苦しくても「いつかは追いつく」という期待を持ちうることができる社会があった(山田 2004: 62)。「結婚すれば、きっと今日より明日の生活が豊かになる」と信じられた時代である。しかし、現在では、結婚に対してそうした夢や希望観を持つことは、どんどん難しくなってきた。とくに高度成長期に生まれ育ってきた世代は、物質的にも文化や教育にも恵まれた独身時代を過ごしてきた。高度成長期の1億人総中流化の流れのなかで家族を形成してきた世代と、その豊かになった家庭で育ってきた世代にとっての家族形成のあり方や価値観は、大きく変化している。

なぜなら、発展途上の世代と違って、現在は、一定レベルの生活水準に達した社会にすでに存在している家族のありようがベースとして人びとの想定の中にあるからである。いうなれば、社会の中に一種の家庭生活の豊かさの「標準」が形成されているのである。そうした社会のなかで新しい家庭を築いていこうと考えている男女には、すでに「結婚とは豊かで幸せなもの」という漠然とした結婚生活に対する期待水準というものが存在していることになる。だから、結婚してその実生活が、自分の想定・想像していたものや、予定したものと食い違っていたり、あるいは食い違ってきたり、また何らかの理由で突然食い違った場合に、問題が訪れる。具体的には、夫(多くの場合)の稼ぎが想定・予定していたとおりに上昇しない、あるいは、昨日よりダウンしてきたというようなときである。そのとき妻の心情に「何かおかしい」と潜在的变化が起こるのである。

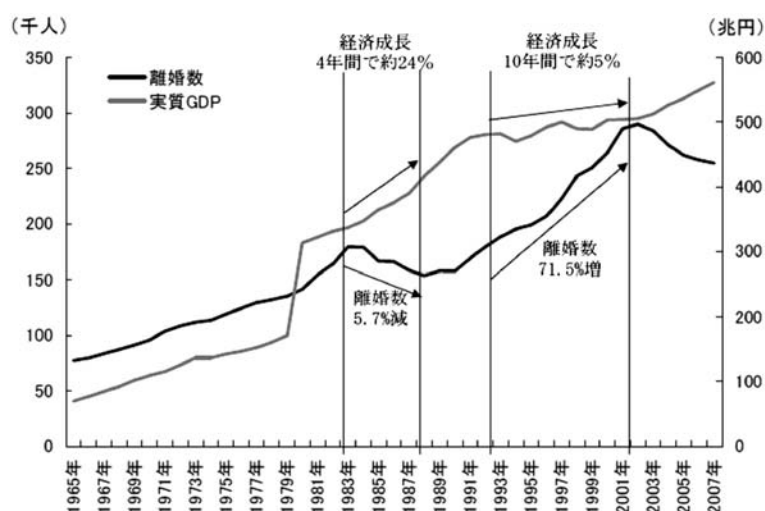
そして、紆余曲折のち離婚に至った場合にその理由を問うと、ある夫婦は、実態家計が破綻した「経済的問題」と明言するかもしれないし、曖昧な「性格がイヤになった」という理由であっても、日常生活のなかで経済的な不満として蓄積されたものが、愛情をも変質化し、それまで信じてきた夫への愛を誤謬と捉え始めた結果だと、想像してもおかしくない。

そういう状況で、妻がパートに出るなど家計対策を講じて、何とか「人並み」の生活水準を維持しようと努力している状態に長くあったり、あるいは、共稼ぎ夫婦で、妻が常雇い(正社員)として活動し、夫と同等あるいは夫以上に経済力がある場合には、夫に対する期待水準とのギャップが開いてくる。仕事に疲れて帰ってきても、専業主婦と変わらない家事が待っており、家事に非協力的な夫の世話までしなくてはならない。そういう状態が長く続けば、当然ながら相手への尊敬や想いは薄れてゆくだろう。そうになると、結婚が経済的依存という意味をもたなくなってくる。逆に我慢や努力をして、結婚生活を維持していること自体が、経済的水準を低下させることになってくるのである。あの曖昧な「性格がイヤになった」という離婚理由は、その潜在的なところでは経済的な問題が大きく影響しているものと考えることができる。そうすると、協議離婚の理由の過半数は「経済的問題」となり、次の章でみるように離婚と経済成長の相関に合点がいく。

4. 経済と離婚の密接な関係

4.1 離婚の経済的要因

離婚率の推移グラフ(図1)をよく観察すると、離婚率の増減にたいへん興味深い特徴的な傾向のあることが判る。それは離婚率がただ単純に右肩上がりに上昇するだけでなく、グラフに「押し目⁽¹⁰⁾」が出現していることである。そこで、グラフに(図1)当時の社会的・経済的な出来事を加えてみる。そうすると、日本経済の変動と離婚率の親密な関係を見て取ることができる。二度のオイルショック以後、実質経済成長率が下がり始めると離婚率が上昇トレンドとなり、プラザ合意以降「バブル経済期」の経済成長が好転すると離婚率は下降トレンドに転じる。バブル崩壊後は再び上昇トレンドとなり、小泉政権時代の「いざなぎ景気」で再び下降する。さらに、記憶にも新しい2008年8月に起きたリーマンショックの翌2009年から再び上昇トレンドの様相が見えはじめているところは大変興味深い。



出典：離婚率データは厚生労働省統計情報部『人口動態統計』2009年。GDPのデータは内閣府の国民経済計算による。1955～1979年は平成2年基準(68SNA)連鎖。1980～1993年は平成7年基準(93SNA)連鎖(固定基準年方式)。1996～2007年は平成12年基準(93SNA)連鎖(連鎖方式)。GDPのデータはいずれも速報値。

図5 離婚数とGDPの推移

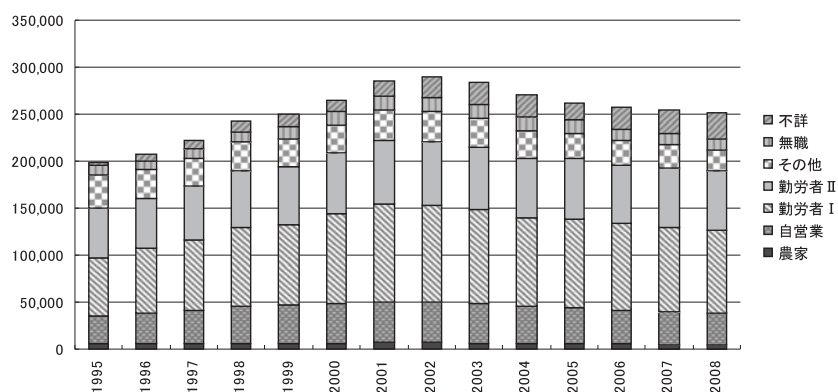
また、図5のグラフのように離婚件数と実質GDPの推移を重ねてみたところ、経済成長と離婚件数の相関関係が顕著に現れてくる。1980年代に入ってから、実質経済成長が好調でレシオが鋭角に伸びているときには離婚件数が減少し、経済成長が鈍くなると離婚件数が増加していることが見て取れる。1984年のプラザ合意をきっかけに、日本の経済が空前の好景気に沸きバブル景気に突入する1988年までの4年間、実質経済成長率は年間平均約5%ずつ増加していた。すると離婚はそれと反比例する形で同4年間に14%も件数を減らす。そしてババ

ルが崩壊した翌1992年から「いざなぎ景気」が始まる2002年までのあいだの実質経済成長は、10年かけてわずか5%増という低位で推移した。すると離婚件数は、この期間だけで71.5%という空前の増加を記録しているのである。

4.2 離婚と経済に関する先行研究

このようにデータをみていくと、離婚の潜在的な要因には多分に経済的な問題が孕んでおり、景気の変動が非常に高い確率で実態生活である夫婦関係に影響を与えていることが分かる。

加藤彰彦の研究では、経済成長には結婚を不安化させる社会階層の効果を緩和する効果が明らかになったと分析している。「日本経済が高度成長から低成長・ゼロ成長へと転換していくなかで、社会階層要因が強く働くようになった」という。とくに結婚10年目以降は、夫の職業階層が離婚の主因となる。ただしこれらの効果のうち、夫の職業に起因する効果は、年率6%程度の経済成長が持続すれば、その緩和効果によって消失する可能性が高いと結論づけている(加藤2003)。



出典：「離婚に関する統計」の概況(厚生労働省)平成7～20年。2009年

図6 同居をやめたときの世帯の主な仕事別にみた協議離婚の割合の年次推移

この加藤の調査結果は、厚生労働省のデータ(図6)とも合致する。このデータは、労働階層別に離婚の割合をみたものである。この図表から、2002年の離婚件数のピークに向かって離婚件数を伸ばしていたのは、常用勤労者世帯I(中小企業勤務者)グループと自営業者グループの夫婦であることが判る。常用勤労者世帯Iが65.7%、自営業者グループが51.2%と離婚総数の多くの割合をこの2つのコーホートで占めている。常用勤労者世帯II(大企業勤務者や役員クラス)が28.3%の伸びであることから、中小企業勤務者と大企業勤務者との差は約2.3倍となり、大企業に勤務する世帯と比べて、中小(小)企業に勤務する夫、あるいは妻が家計を支える世帯では、明らかに景気の変動(経済的要因)が離婚に影響を与えていることが推測される。

さらに、山田昌弘らのグループが行った離婚に関する夫婦愛情関係の分析研究でも、離婚対象者に対するランダムサンプリングデータから、近年の離婚の急増現象について「夫婦の愛情関係が変化した」という点に求めるといふ仮説は成り立たず、むしろ離婚や結婚をめぐる環境の変化によってもたらされた可能性が高いという。山田のデータ分析によると、離婚経験者には、配偶者への愛情表現や経済力（女性のみ）への高い期待が見られた。つまり、「相手が提供できる能力以上のものを相手に求めることが、離婚につながる大きな原因となっている」としている。それは、近年の雇用の不安定化により男性の経済力が低下していることに起因している（山田2005）。すなわち、夫に対する妻の一方的な経済的依存の高さが、現実の雇用状況や収入とのあいだにギャップを生みだしているのである。

さて、このように経済成長率と離婚率が見事に相関するという事実があると、近年の離婚の最大の要因は、経済変動の影響が家計経済に大きな影響を与え、その結果、夫婦の人間関係に齟齬や歪みを発生させているのだと考えることができる。しかし、なぜ高度成長期以降その傾向が強く現れるようになってきたのか、なぜ離婚の理由として「経済的な問題」が潜在することになるのか、そこが離婚の理由を分かりにくくしている大きなポイントである。

5. 消費社会のなかの人並みの生活

5.1 世帯を経営するという概念

このように夫婦関係が破綻に至る大きな要因として、経済的な変化が結婚生活に潜在的に影響を及ぼしていることは分かった。では、改めて結婚生活における経済的な側面を考えてみる。まず、結婚とは夫婦関係を成立させるだけでなく、新しい家族の形成を意味していると解される。そうであるならば、家族の形成には、「家族成員が一定の生活水準を維持して生活するための家計の経済的基盤が必要」だということになる。では、「結婚とは、夫婦が一家を構えて生計を営み“世帯⁽¹¹⁾”という組織社会のひとつを形成するもの」、というように言い方を変えよう。すると結婚生活を営むためには、世帯を「経営」していくという経済的概念が必要だということになってくる。まずこのことをすべての夫婦が結婚当初から十分に認識していたのか、という新生活（結婚）のスタートラインに立ち返らなければならない。

結婚とは「世帯という経済活動を営む組織体を形成し、そのなかで幸せを追求するものだ」という概念を、夫婦が互いに十分に理解して結婚に臨んだのであれば、現在のような悪い経済状況になっても離婚の理由をはるかに明快なものになっているはずである。たとえば極端な例だが、「相手の経済的価値が下がったので、このままでは家計経済が不安定になってしまう。家族（組織）の将来性を考えた場合、現状の結婚生活を解体して、互いに新しい家計経済組織に分離したほうが安全で効率的で、かつ精神的にも安定するでしょう」と。また共稼ぎ⁽¹²⁾世帯では、「私（妻）の方が夫より収入が高くなりました（あるいはずっと高かった。あるいは

夫の方が相対的に下がった)。さらに、夫は家事や子育てに積極的に協力しないどころか父権的で偉そうな振る舞いばかりである。愛情も薄れてきたので、一緒にいる意味(価値)がありません。別れることにしましょう。」という風に離婚の理由が明確になってもおかしくない。

5.2 社会的生活の標準——人並みの生活

では、妻や夫が満足する家計経済、すなわち家族成員が一定の生活水準を維持できる生活とは、いったいどういうものなのか。現代の家族はどういう生活を標準としてそれを獲得し、維持したいのであろうか。

それは高度成長期に形成された、いわば「平均的日本人の生活」、大多数の家族がすでに手にした、あるいは手にしつつある生活という意味である。つまり社会全体の生活の「平均」概念に近い。たとえば郊外に建て売り住宅、あるいはマンションを30年ローンで購入する。すでに「大多数」に普及している生活財(家電品など)を保有し、車を使ってスーパーマーケットで買い物をする。子どものために教育も気を抜かず、携帯電話は家族全員が所有し、年に1~2回の家族旅行、月1~2回の外食等々を享受し、老後のための貯蓄や生命保険にも気を遣うといった、家族ドラマに代表されるような「平均」概念としての社会的標準である。こうした人並みの生活の水準を維持したいと思うのは、こうした「平均」概念としての社会的標準には達したいという意識のあらわれとみることができる。山田昌弘は、現代の若者が結婚するときに思い描く人並みの生活水準について、平均的な結婚生活の水準は、独身時代の生活水準にもっとも影響を受けるという。すなわち、結婚した新しい生活が、独身時代に送ってきた生活水準を下回ることを避けたいという心理が強く働くため、いくら好きな相手と暮らせるからといっても、独身時代に比べて生活水準が大きく下がってしまったら「みじめ」な気持ちになり許せなくなる。一時的に下がったとしても、いずれは回復して、独身時代と同等以上に豊かになるという期待が必要だというのだ(山田2007:70-71)。

つまり、経済状況が悪い場合、独身時代の生活水準が低ければ、離婚を抑制しやすいだろうし、独身時代の生活水準が高ければ、離婚を促進しやすいという仮定をおくことができる。人は一度味わった生活水準が下がることを何としても避けようとする。つまり、親の経済状況やその親との同居経験が結婚生活に期待する生活水準に影響し、それが自らの結婚行動を左右してしまうのである。

5.3 高度成長期の人並み

では、なぜこのような状況になってしまったのか、それほどまでに「人並み」を求めるのはなぜか。そのことは、戦後から高度成長期に成長し結婚していった今の若者の親世代の生活を見ることで理解しやすい。

まず高度成長期の若者は、結婚生活に対してそれほど大きな期待をもっていなかったといえ

る。理由は、まずその親世代が豊かでなかったということ、そしてきょうだいが多かったこと、またひとり暮らし率が高かった、という3つの要因が影響していたと考えられる。団塊世代のきょうだいは多かった(1947-49年の合計特殊出生率はおおよそ4人である)。その割に居住環境は良くなかった。都会に住む若者たちは、思春期になっても個室がないどころか寝室も親と同じという家が多かった。親と同居する限りプライバシーはないため、進学や就職を機に親もとを離れることが多くなる。また、地方の農家ではまだまだ生活が苦しかったため、子どもは中学や高校を卒業するとすぐに親もとを離れて都会に出た。また集団就職でも大量の若者が就職のために地方から都会に移動した。若者の多くは寮や下宿に住むか、共同トイレで風呂なしの狭いアパートを借りて生活した。そんな若者たちである。当然ながら生活水準はとても低いものであった。

このように独身時代の生活水準が低ければ、結婚生活に期待する生活水準も低くなる。当時の若者たちにとって、少なくとも、結婚生活におけるデメリットはほとんどなかった(感じなかった)時代だといえる(山田2007:78-80)。

つまり、高度成長期には、結婚することが生活を向上(豊かさ)させる手段であり、子どもをもつことが夢と希望(幸せ)につながったといえる。そしてまだまだ差別があり、自立する道が険しい女性にとっては、真面目に働く男性と結婚することで、その希望を叶える見通しがもてた。だから職場などで相手が見つければそのまま結婚するし、見つからなければお見合いで結婚を急いだのである(山田2007:88)。

このように高度成長期における親世代の結婚生活環境を振り返ってみると、現在の若い夫婦の生活と真逆であることがわかる。すなわち、豊かで幸せな生活は夫婦で獲得していくもの、いまは貧しくても、いずれ豊かさを獲得できると信じることができた時代の結婚生活と、すでに全体が一定の水準にある時代の結婚生活とでは、その意味が大きく違うということである。現在は、すでに豊かさの「標準」が形成されて出来上がっているため、そこから外れること、それを失う恐ろしさに怯えて生きる時代なのである。

5.4 手放せない人並みの生活

現代消費社会は一方では人びとの欲望を限りなく煽り、無制限な生産を介して無限の商品群の中に迷い込ませる。そして他方では、驚くほどそれらの生活を均質化させ、ある一定の生活標準の社会的形成を促進させる。人びとは「個性的」でありたいと願い、他人との「差異」を意識しながらも全体としては社会的な生活標準である「人並み」の生活を介して結びつき、これを目標として生活をせざるをえなくなっている。

親の庇護のもとで「人並み」を享受してきたものもいずれ結婚して独立すると、「人並み」は自分たち夫婦の稼ぎのみによって自立して形成していかなくてはならない。しかし現在は、人びとの所得が高度成長期のように年々確実に上昇するなどという保証はどこにもない。終身

雇用制や年功序列制はもはや伝説となり、リストラが横行している。それでも消費社会は、そんなことはお構いなしにどんどん新しい「人並み」を更新していく。すでに人びとのあいだでは経済的格差が発生し、厳しい生活環境を肌で感じるようになっているのだが、それでも人はこの「人並み」は簡単に手放すことはできない。食事は毎日ファストフードで済ませても携帯電話は手放せない。生活レベルを維持することに強いストレスが伴うようになっても人は「人並み」から逃れることができないのである。

お わ り に

本論文では、近年の日本の経済成長の変化と離婚率のあいだに密接な関係性があることを論じてきた。そしてそのことをさらに詳細に観察すると、その経済的要因の敷石のひとつとして「人並みの生活」を維持し継続できるか否かということが、結婚生活を安定維持するために重要なポイントになるということが分かった。しかしこの「人並みの生活」の問題は、経済的要因の敷石のひとつにすぎない。なぜならほかにもさまざまな問題が潜んでおり、離婚の敷居を下げていると考えられるからである。たとえば家計経済の良くない状況が続いているにもかかわらず増加しない夫婦共稼ぎの数⁽¹³⁾や、分かりにくいところでは、若い夫婦に経済支援をしている親の存在などがある。団塊世代を中心とした豊かな親たちの財力で、彼らの子たちに「人並みの生活」が容易にできるように、手助けをしていると考えられるのである。このように経済的な要因をひとつとっても、その敷石的問題が数々ある。そこで、それらが絡み合った要因を、ひとつひとつ丁寧に紐解いて並べておくことがこれからの離婚研究の大切な課題だと考えている。

離婚は社会学研究が少ない分野である。本研究がこの分野において少しでも役立つことができれば幸いである。

〔注〕

- (1) 人口1,000人あたり1年間の離婚件数をいう。本稿では千分率で表記している(単位はパーミル:‰)。通常は離婚件数を人口で割って離婚率を計算している。これは生涯どこかで離婚する割合を暗示するデータとして用いられるが、今年離婚した者が結婚した年の婚姻件数と今年の婚姻件数とが一致するわけではないので、結婚した組のうちどこかでどのくらいが離婚したかを正確に表しているとは言えない。また、この数値は人口の年齢構成の影響を強く受けるため、大正期などは、離婚数でみると微減だが、出生が多いため離婚率が大きく下がっている。
- (2) 普通離婚率以外の離婚率は「特殊離婚率」と呼ぶ。特殊離婚率には、たとえば男女別年齢別有配偶離婚率や、結婚経過年数別離婚率などがある。マスコミなどと言われる「3組に1組が離婚」などの表現は、全国その年のみの離婚件数を全国その年のみの新規婚姻数(婚姻率)で割った指標に基づくものであり、「特殊離婚率」のひとつである。

- (3) 『平家物語』のなか、一ノ谷の戦いで象徴的な悲話、平安末期の女性である小宰相(こざいしょう：平通盛の妻)が夫の死に続いて殉死したことを賛美し『史記』の故事より引用して語った。当時、夫に先立たれた妻は尼になるのが普通だった。
- (4) 「バツイチ」とは離婚経験のある人のことをいう。戸籍謄本には配偶者を書き込む欄があるが、離婚して除籍となった配偶者を×(バツ)と書いて消していたことから、離婚経験者をバツイチと呼ぶ。しかし現在、戸籍謄本はコンピュータで管理しており、離婚を届けた場合、配偶者を×印で消すのではなく、身分事項欄に「離婚」や「除籍」と記すことになっている。
- (5) 「三界」は仏語で、欲界・色界・無色界、つまり全世界のことをいう。女は三従とって、幼い時は親に従い、嫁に行っては夫に従い、老いては子に従わなければならないとされるから、一生の間、広い世界のどこにも安住の場所がない。女に定まる家なしというような意味で使われた。
- (6) 当時は避妊の知識が乏しいこと、避妊機器(用具)もほとんどなかったことから、自然の行為任せに6~7人は産むのが普通であった。また刑罰(墮胎罪)の周知浸透もあり、墮胎行為を強く抑制していたこともある。女性が生涯に何人産むかを示す「合計特殊出生率」をみると、1925(大正14)年の(この年から始まった)の算出では5.11人を記録している。2010年が1.39人であるから現在の3.7倍も高い(厚生労働省：平成22年人口動態統計月報年計より)。
- (7) 2000年頃からネット社会では、ウェブを介した情報伝達法・伝達者をこのように呼んだ。
- (8) ちなみに家庭裁判所に申し立てられた「夫婦関係事件」の申立理由では、夫側からは、「性格が合わない」「異性関係」「家族と折り合いが悪い」が3位までを占め、妻からの申立では、「性格が合わない」「暴力をふるう」「異性関係」のという順になっている。
- (9) インターネット調査会社「マクロミル」を通じて、30、40代の「離婚経験がある」男女各103人、「離婚を一度でも考えたことがある」男女各103人の計412人に調査。
- (10) 株売買の指標としてよく用いられる用語で、株の値動きのなかで上昇局面でも多くの場合、「調整」で一時的に価格が下がることがある(株取引ではこの局面で注文を入れることが多い)。
- (11) 本論文における「家族」と「世帯」の定義。

「家族」とは、夫婦・親子・きょうだいなどの少数の近親者を主要な成員とし、成員相互の深い感情的なかわり結びで結ばれた、幸福追求の集団をいう。「家族」の機能は、生殖・経済・保護・教育・保健・娯楽など多面的である。

「世帯」とは、1910年代に、調査と救済のために登場した行政用語であるが、本論では「世帯(とくに親族世帯)」を家族機能のひとつである経済機能を中心においた家族の単位として用いている。
- (12) 本論文では、「共稼ぎ」と「共働き」を次のように定義わけしている。「共稼ぎ」とは、サラリーマンの妻が家庭外で、夫と個別に自らの収入を得るような労働形態をいう。「共働き」とは、伝統的な家族の一員として妻が家業を助けるもの。独自の収入をもたない労働形態をいう。
- (13) 総務省が行なっている労働力調査「共稼ぎ等世帯数の推移」をみると、1990年代後半以降、共稼ぎ夫婦の割合は約51%前後で停滞している。

[参考文献]

- 鈴木裕久、1995『結婚の社会心理学』、東京大学公開講座60 結婚、東京大学出版会、pp.117-143。
- 国立社会保障・人口問題研究所、2005『第13出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)夫婦調査の結果概要』、<http://www.ipss.go.jp/>。
- 最高裁判所事務総局、2008『司法統計年報(家庭裁判所への夫婦関係事件の申し立て動機)』、<http://www.courts.go.jp/>。

「離婚」その潜在的要因 (河野俊彦)

- 湯沢雍彦, 2005 『明治の結婚 明治の離婚 一家庭内ジェンダーの原点』, 角川学芸出版。
- , 2010 『大正期の家族問題 一自由と抑圧に生きた人びと一』, ミネルバ書房。
- , 2011 『昭和前期の家族問題 一1926~45年, 格差・病・戦争と闘った人びと一』, ミネルバ書房。
- 八代尚宏, 1993 『結婚の経済学』, 二見書房, pp. 48-49。
- 小林明子・茅島奈緒深, 2010 アエラ 『離婚をした人とどまった人』, 朝日新聞出版, pp. 34-38。
- 山田昌弘, 2004 『希望格差社会』, 筑摩書房。
- , 2005 『離婚急増社会における夫婦の愛情関係の実証研究』(科学研究費補助金研究), 研究課題番号: 15330096, 研究成果報告書より。
- , 2007 『少子社会日本』, 岩波新書。
- 加藤彰彦, 2003 『離婚の要因: 家族構造・社会階層・経済成長』, 第55回日本人口学会論集。
- 神原文子, 1991 『現代の結婚と夫婦関係』, 培風館。
- インターワイヤード(株)・ヒューマンエイド(株), 2006 『離婚に関する意識調査』,
ネットリサーチ: <http://www.dims.ne.jp/>。
- 厚生労働省, 2009 『同居をやめたときの世帯の主な仕事別にみた協議離婚の割合の年次推移』, 平成21年度・離婚に関する統計の概況。
- 総理府, 2009 『男女共同参画社会に関する世論調査』。
- 内閣府, 2003 『若年層の意識実態調査』(2003年), 『サラリーマン世帯の家計の状況』。

(この としひこ 社会学研究科社会学専攻修士課程終了)

(指導: 辰巳 伸知 准教授)

2011年9月22日受理